

## 【国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第157回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、平成13年9月11日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して、我が国が実施する措置等について定めるテロ対策特別措置法の有効期限を2年間延長しようとするものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣並びに福田内閣官房長官、石破防衛庁長官及び川口外務大臣に対し質疑を行い、次いで、所管大臣等に対する質疑を行い、さらに、小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行った。

委員会においては、有効期限を2年間延長する理由、自衛隊の協力支援活動等の実績と評価、自衛隊の対テロ活動に関する国民への情報提供、アラビア海等における海上阻止行動の成果、自衛隊の協力支援活動の終了の見通し、インド洋派遣自衛隊員の処遇改善、自衛隊の海外派遣に係る国会の関与、国内テロ対策の強化と包括的テロ対策法制定の検討、自衛隊の海外派遣に係る恒久法制定の検討、アフガニスタン情勢と我が国の復興支援等について質疑を行った。

質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

## (2) 委員会経過

### ○平成15年9月26日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成15年10月6日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第121号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び佐藤国土交通副大臣に対し質疑を行った。

### ○平成15年10月7日（火）（第3回）

- 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第121号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官、星野法務副大臣、浜田防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成15年10月8日（水）（第4回）

- 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第121号）（衆議院送付）について川口外務大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川村参議院事務総長、佐藤国土交通副大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成15年10月9日（木）（第5回）

- 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第121号）（衆議院送付）について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第156回国会閣法第121号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会

### (3) 成立議案の要旨

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第121号）

#### 【要旨】

本法律案は、平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の有効期限を2年間延長しようとするものである。

### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
156回 121	平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	15. 6.13	15. 10.6	15. 10.9 可決	15. 10.10 可決	15. 9.26 テロ防止	15. 10.3 可決	15. 10.3 可決
				○15.10.6 参本会議趣旨説明 ○第156回国会 15.6.24 衆本会議趣旨説明					